

振替供給業務における適正な業務執行 及び情報取扱規程

平成 28年 4月 1日

電源開発株式会社

振替供給業務における適正な業務執行 及び情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電気事業法(以下「法」という)27条の11に基づき当社が一般送配電事業者に対する振替供給を実施する際に、法23条および27条の12、並びに経済産業省、公正取引委員会が制定する適正な電力取引についての指針(以下「適正取引ガイドライン」という。)に基づき、振替供給に伴う情報の目的外利用の禁止ならびに差別的取扱いの禁止事項を遵守し、円滑な業務が遂行できるように、その適正な業務執行と関連情報の取扱いに関する基本事項を定めるものであり、振替供給の業務における公平性・透明性に関する社会的信頼性を確保しつつ、電力系統設備の安定及び合理的かつ経済的な総合運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当社が一般送配電事業者に対する振替供給を実施する際の全ての業務に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「振替供給」とは、法2条4号のとおり、他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。
- (2) 「振替供給業務」とは、振替供給を行うために実施する給電業務、送変電設備接続検討・計画業務および送変電設備保守・建設業務をいう。
- (3) 「振替供給業務を行う部門」とは、本店の流通システム部および同部の管下機関において、主に振替供給を行うために実施する給電業務、送変電設備接続検討・計画業務および送変電設備保守・建設業務を所掌する部門をいう。
- (4) 「振替供給業務を行う機関」とは、振替供給業務を行う部門をもつ機関をいう。
- (5) 「その他の部門」とは、「振替供給業務を行う部門」以外の部門をいう。
- (6) 「発電部門」とは、「その他の部門」の内、主に発電設備に係わる計画・工事・保守・運用等に係わる業務を行う部門をいう。
- (7) 「営業部門」とは、「その他の部門」の内、主に電気の販売・契約等に係わる業務を行う部門をいう。
- (8) 「振替供給関係情報連絡窓口」とは、振替供給に係わる送変電設備接続検討・計画業務において、適正取引ガイドラインに定める一般送配電事業者との情報受付・情報連絡窓口業務を行う部署をいう。
- (9) 「電気供給事業者」とは、託送供給および発電量調整供給の業務に関連した他の電気を供給する事業を営む者(新規に供給事業を営もうと意図している者も含む)をいう。
- (10) 「関連情報」とは、振替供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者および電気の利用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。

- (11)「送配電等業務指針」とは、経済産業大臣が法28条の15にて広域的運営推進機関として認可した「電力広域的運営推進機関」が策定した送配電等業務の実施に関する基本的な指針をいう。

第2章 業務執行及び情報の管理体制

(統括管理責任者)

第4条 社長は、この規程を遵守し振替供給業務に関し適正な業務執行を図るため、統括管理責任者を選任し、公表する。統括管理責任者は社長に代わり、この規程に基づき振替供給業務が適正に実施されていることを統括する責任を有し、必要に応じて同業務を行う機関の長に対して、業務執行と情報管理の状況の報告を求め、総合的・重点的な指示または改善を行う。

(管理責任者)

第5条 振替供給業務を行う機関の長は、その機関の管理責任者として、機関の所掌する振替供給業務に係わる業務執行と情報の取扱いが適正に実施されていることを管理する責任を有し、機関の社員に対して適宜、執行状況の報告を求め、総合的・重点的な指示または改善を行う。

(兼務の禁止)

第6条 振替供給業務を行う社員は、発電部門又は営業部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、又は小規模事業所や山間部等における水力発電所等において業務運営の効率性が著しく阻害されることとなる場合は、その限りではない。

第3章 関連情報の管理に係わる一般事項

(情報管理)

第7条 関連情報は以下の事項に留意して、適正に管理する。

- (1) 振替供給業務に関連した一般送配電事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。
- (2) 振替供給業務を行う部門は、その他の部門とは別フロアーにする等により、物理的に隔絶する。
- (3) 振替供給業務を遂行するため、関連情報について振替供給業務を行う部門からその他の部門に依頼・伝達する必要がある場合、振替供給業務を行う部門の社員は電気供給事業者や関連する発電所・電気の利用者の名称等データを特定する必要のないものを符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報をその他の部門の社員が目的外に活用できないように厳格に管理する。

(保管等)

第8条 振替供給業務を行う部門の社員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、振替供給の業務を行う部門からその他の部門への関連情報の伝達、両部門間の関連情報の社内文書交換および、共通サーバへのアクセス等を厳格に管理する。

(情報公表)

第9条 系統利用に関する情報公表については、「系統情報公表規程」による。

第4章 関連情報の管理に係わる特記事項

(情報の目的外利用の禁止)

第10条 以下の関連情報について、振替供給業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

- ① 当社の送変電設備への他の電気供給事業者の電源接続に伴い知り得た電源及び電源開発の状況等
- ② 当社の送変電設備の作業停止計画調整に伴い知り得た他の電気供給事業者の電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定等）
- ③ 当社の送変電設備の運転を通じて知り得た他の電気供給事業者の託送の状況（振替電力量、発電機事故状況等）

第5章 業務執行に係わる一般事項

（一般事項）

第11条 振替供給業務を遂行するにあたっては、振替供給業務を行う機関の長は、送配電等業務指針に基づき業務実施の規程・要領等を制定し、これに従って業務を執行する。

第6章 業務執行に係わる特記事項

（情報開示における差別的取扱の禁止）

第12条 以下の情報の取扱いにおいて、当社の発電・営業部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱ってはならない。

- ① 当社の送変電設備に対する接続検討に関連して系統情報を提示する際の情報取扱い
- ② 作業停止計画情報、事故復旧情報等の情報の開示、周知等を行う際の情報取扱い

（振替供給業務における差別的取扱いの禁止）

第13条 振替供給業務を遂行するにあたって、当社の送変電設備に対する接続検討又は当該設備の補修若しくは整備（設計のために行う検討も含む。）を行う際に、当社の発電・営業部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱ってはならない。

第7章 周知徹底

（周知徹底）

第14条 統括管理責任者および管理責任者は、社員に対してこの規程を周知徹底し、遵守させる。

附 則

1. この規程は平成28年4月1日から実施する。